

特別欠席制度について

特別欠席制度とは、実用数学技能検定の団体受検の申し込み後に下記に定める事由により欠席せざるを得なくなった志願者を、『特別欠席』として、次回、貴団体で団体受検を実施するときに検定料を繰り越し^(注1)する制度です。

検定料の繰り越しにあたっては、検定日から2週間以内(2週間後が祝祭日の場合には翌業務日まで)に所定の書類をまとめて当協会へ提出してください。期日を過ぎてからの申請や、書類に不備があった場合、当協会での確認において特別欠席に該当しない事由と判断された場合^(注2)には繰り越しすることができませんのでご了承ください。

(注1)繰り越し金額の適用期限は翌年度の3月検定までで、同会場の団体受検のみ適用されます。個人受検や、別団体での受検には適用できません。

(注2)学校が公式欠席としていても当協会の基準にあてはまらない場合には適用されないことがあります。

特別欠席の対象になる事由

欠席事由	詳細	必要書類	
		同意書(P13)	その他添付資料
1 公式大会への出場	<p>公式大会の主催者が、国・地方自治体、および全国的に組織されている団体(*1)であり、該当の志願者が大会参加団体の代表選手としてその大会に出場する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 練習試合や親善試合、部活動の練習活動や合宿などは適用されません。 公式大会に出場する選手のみ適用になります。応援者としての参加や、大会・種目の規程に定められている人数に含まれない補欠は適用されません。 マネージャーは大会要項に明記されている場合のみ適用いたします。 学校外活動として個人的に大会へ出場する場合や、サークル・同好会などに参加する場合は適用されません。 検定日が大会参加日の当日と重なる場合のみ適用いたします。開会式や移動日などは適用されません。 		<p>大会要項のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会の概要(大会の名称、主催者、開催日時など)が明記されているもの。または、該当者に大会への出場を要請するもの。 大会要項で判断が難しい場合、選手登録申請書、トーナメント表など、選手であることを証明できる書類等の提出をお願いすることがあります。
2 学校保健安全法に定められた感染症の感染	<p>学校保健安全法施行規則第三章第十八条に定められた感染症(*2)に感染し、検定日当日に出席停止となった場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検定日が出席・出勤停止の期間と重なっている場合に限り、 学校・学級閉鎖などによる感染者以外の志願者が欠席する場合は、お申し込み後、なるべく早めに当財団へご相談ください。 上記に定められていないもの(風邪、骨折、その他の傷病)は適用されません。 	必須	
3 忌引き	<p>親等・日数の適用範囲は各団体の定める基準に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 葬儀・通夜のみ適用いたします。法事は適用されません。 	必須	

*1 (公財)日本体育協会、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本中学校体育連盟、(公社)高等学校文化連盟、教育委員会など。

*2 学校保健安全法施行規則第三章第十八条に定められた学校において予防すべき感染症の種類(下記参照・学校保健安全法施行規則第三章第十八条から抜粋)

第1種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。)、新型コロナウイルス感染症
第2種感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ感染症など)

特別欠席制度の申請方法

- 13ページの「特別欠席申請書」をご記入ください。
- 上記の表に基づいて必要な書類をご用意ください。
- 検定日から2週間以内に1、2をFAX(03-5812-8345)で送信してください。

「特別欠席申請書」の到着後、30日以内に折り返しFAXで申請書受領のご連絡をいたします。
30日を経過しても当協会からFAXが届かない場合はご連絡ください。
また、マイページの「繰越金情報」から特別欠席をされた検定日、階級がご確認になれます。

特別欠席繰越金を使用しての申し込み方法

● 郵送申込の場合

「検定申込書」に特別欠席をした繰越志願者名と検定日を記入してお申し込みください。

● マイページ申込の場合

7ページ【繰越金を使用する場合】を参照してください。

次回お申し込みの際、以下に該当する場合は、差額分を請求いたします。

- ・階級を変更する場合
- ・検定料改定前に特別欠席をした場合

また、マイページの「繰越金情報」から特別欠席をされた検定日、階級がご確認になれます。

実用数学技能検定 特別欠席申請書

申請日 年 月 日

※FAX 番号の押し間違いには十分ご注意ください。

太枠内を記入し、担当者のご捺印をしてください。

FAX 送信先 03-5812-8345

検定日	年 月 日	マイページID	
団体名		電話番号	- -
担当者名	印 (ゴム渡透印不可)	FAX 番号	- -

階級	受検番号	氏名	欠席理由	1次/2次のみ志願者
級			1. 公式大会への出場 (種目名) 2. 感染症の感染 (病名) 3. 忌引き	<input type="checkbox"/>
級			1. 公式大会への出場 (種目名) 2. 感染症の感染 (病名) 3. 忌引き	<input type="checkbox"/>
級			1. 公式大会への出場 (種目名) 2. 感染症の感染 (病名) 3. 忌引き	<input type="checkbox"/>
級			1. 公式大会への出場 (種目名) 2. 感染症の感染 (病名) 3. 忌引き	<input type="checkbox"/>
級			1. 公式大会への出場 (種目名) 2. 感染症の感染 (病名) 3. 忌引き	<input type="checkbox"/>

2.「学校保健安全法に定められた感染症の感染」、3.「忌引き」用

以下の事項にご同意のうえ、申し込み団体の担当者へご提出ください。なお、ご記入いただく個人情報、申し込み団体から公益財団法人日本数学検定協会へ提出されます。

【このフォームでお預かりする個人情報の取り扱いについて】

- 1) 事業者の名称：公益財団法人日本数学検定協会
- 2) 個人情報保護管理者の職名、所属及び連絡先：管理者職名＝個人情報保護管理者、所属部署＝事務局 事務局次長、連絡先＝03-5812-8340
- 3) 個人情報の利用目的：特別欠席にかかわる業務（団体情報の管理、担当者情報の管理、担当者との連絡、繰り越し金額の管理、各種問い合わせの対応など）のため。
- 4) 個人情報取り扱いの委託：前項利用目的の範囲に限って個人情報を外部に委託することがあります。
- 5) 個人情報の第三者への提供：法令に定める特別の場合を除いて、ご本人の同意なく第三者へ開示・提供しません。
- 6) 個人情報の開示等の請求：ご本人様はご自身の個人情報の開示等に関して、下記のお問い合わせ窓口にお申し出ることができます。その際、当協会はご本人様を確認させていただいたうえで、合理的な対応を期間内にいたします。
公益財団法人 日本数学検定協会 カスタマーサービスセンター 〒110-0005 東京都台東区上野5-1-1 文昌堂ビル4階 TEL：03-5812-8341 FAX：03-5812-8345
電話お問い合わせ時間：月～金 10:00～16:00（祝日、年末年始、当協会の休業日を除く）
- 7) 個人情報を提供されることの任意性について：ご本人様が当協会に個人情報を提供されるかどうかは任意によるものです。ただし正しい情報をいただけない場合、適切な対応ができない場合があります。

特別欠席同意書(コピーしてお使いください。)

公益財団法人 日本数学検定協会 行

実用数学技能検定 特別欠席同意書

記入日： 年 月 日

【 】内のどちらかに○をつけてください。

私は、【忌引き・学校保健安全法に定められている病気(病名:)】のため、今回の実用数学技能検定を欠席したことを、公益財団法人日本数学検定協会へ伝えることに同意します。また、欠席理由が「学校保健安全法に定められている病気」の場合、公益財団法人日本数学検定協会より求められれば、診断書の提出にも同意します。

本人、または保護者署名： 印

受検番号：

生年月日： 年 月 日

(※診断書の提出は当協会において判断が難しい病名の場合に限ります)